

その11 運転免許証自主返納

高齢者による交通事故のニュースが多くなってきており、ご自身で運転免許返納を考えたり、またご家族が、この手の報道を見る度に不安になり、返納してほしいと思われている方も少なくありません。2015年の警視庁のアンケート調査では、運転免許証の自主返納をされた方の平均年齢は80歳で、中でも75歳から79歳が半数を占めていたという結果が出ています。しかし、運転技能や注意力等の面では個人差があるので、一概に年齢だけでは判断できませんが、ここで自主返納を考えたとき、次の点をチェックしてみてください。

①ブレーキとアクセルを踏み間違えることがある
②標識や信号を見落としてしまうことがある
③同乗者と会話しながら運転できない
④ワインカーを出し忘れることがある
⑤車庫入れで塀や壁をこすることができた等、如何ですか、加齢とともに体は明らかに変化してきます。これまでには優良ドライバーだったからといって、これからもそうとは限りません。とはいっても、都会の交通機関が発達した所とは違い、飛騨市では日常生活の移動手段として車は欠かせないものです。車がないことで、不便を感じることは多々あることでしょう。また、自分ではまだまだ衰えていないという自信をお持ちの方もみえるでしょう。しかしいつかは返納しなくてはなりません。大きな事故を起こしてからでは遅すぎます。

車を使わなければならぬ場面の問題を一つ一つクリアできるよう、考え直してみませんか。使わずに済む手段が何かあるはずです。飛騨市でも70歳以上の方が自主的に免許を返納された場合、返納から3年間、『いきいき券』が毎年1冊(4,500円分)支給される支援がありますし、食料品購入では宅配サービスを利用する手段もあります。今まで考えてもみなかつたことも、視野に入れてみてはどうでしょう。しばらくは不便や不安を感じるかもしれません、また自分の引き際を自らが決断してゆくことは、難しいかもしれませんのが、『命に関わる重要な事』です。家族の意見や周りの状況をみながら免許返納について、前向きに検討してみてください。

その12 死後の事務手続き

大切な人の別れは辛いことですが、深い悲しみの中でも行わなければならない重要な手続きや届け出があります。死後の事務手続きはやることが多く、細かいものまで含めると100近いものがあると言われています。死亡後には必ず行わなければならないのが「死亡届」と「火葬許可申請書」を市役所に提出することです。書類への署名や押印は親族が行いますが、提出については葬儀社が代行してくれます。そして、葬儀後にすぐ行うべきことは、故人が年金受給者であったなら年金の受給停止手続き、介護保険の資格喪失届、住民票の抹消届け、世帯主の方であったなら世帯主の変更届や各種名義変更などですが、現在、飛騨市ではご遺族のご負担を少しでも和らげるために「おくやみワンストップ窓口」が設けられ、今までいくつもの担当窓口へ出向かねばならなかった一連の死後の事務手続きが、一つの窓口で行えるようになりました。死亡届を提出することで、後日手続きに関する案内文書が届くので、これに沿ってすすめていけばよいでしょう。また終活支援センターにおきましても、手続きに迷われる方への道標としてご利用いただける「ご遺族のための各種手続きチェックリスト」をご用意しております。

その後の各種手続きは、故人の職業や年齢、家族構成等によってまちまちではありますが、遺族の方がよく心配されるのが、金融機関口座の凍結で、当座のお金が引き出せなくなるということです。しかし、民法改正により、現在は相続人であれば、一定の金額(法定相続分の3分の1)までは引出し可能となりました。凍結解除については、少し落ち着かれてから行えばよいでしょう。また、相続に当たっては相続税のことを心配される方もみえますが、遺産総額の相続税には基礎控除という部分があり、控除されるのは、3000万円+法定相続人×600万円ですので、この金額を超える場合に納税することになります。

このように、限られた時間の中で行わなければならない死後の事務手続きですが、親族の負担を減らすために、出来る限りの生前整理を考えていきたいものです。